雇用 • 環境経営促進金利優遇制度

対象となる方	次のいずれかの要件を満たす京都府内の中小企業者又は組合の方 ① 非正規雇用労働者の正規雇用への転換を1名以上図ること。 ② 障害者を常用労働者として1名以上雇用していること。 ③ 福利厚生施設等の労働環境の整備を行おうとすること。 ④ 障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備を行おうとすること。 京都府若者の就職等の支援に関する条例の基礎的就職支援事業者又は実践的就職支援事業者として知事の認定を受けていること。 ⑤ 京都わかもの自立応援企業認証制度の「京都わかもの自立応援企業」として認証されていること。 ② 就労・奨学金返済一体型支援事業補助金の交付決定を受けていること。 ③ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の認証を受けていること。 ③ 「京都「おやじの会」連絡会と京都市教育委員会により「OK企業」(父親の子育で参加に理解がある企業)として、認定を受けていること(本社又は事業所が京都市内にある場合に限る) ① おいていること(本社又は事業所が京都市内にある場合に限る) ① よの子育で参加に理解がある企業)として、認定を受けていること(本社又は事業所が京都市内にある場合に限る) ① おいての記証を取得していること。 ① よの14001の認証を取得していること。 ① よの14001の認証を取得していること。 ② 京都府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者及び京都市地球温暖化対策条例の特定事業者のうち、新たなエコ対策を行う環境配慮企業として知事の確認を受けていること。 ⑥ 京都の特定事業者のうち、新たなエコ対策を行う環境配慮企業として知事の確認を受けていること。 ⑥ 一般社団法人京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS診断等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入すること。 ※ その他各融資制度の要件を満たすことが必要です。
金利優遇措置	京都府・京都市中小企業融資制度における以下の資金の融資利率を 0.2% 優遇 一般資金 小規模企業おうえん資金 (ステップアップ枠) ・ 脱炭素経営促進資金 (ただし、上記①~⑥の対象者に限る)
申 込 方 法 申 込 機 関	融資申込みの際に、本制度の利用希望をお伝えください。 ◆ 京都府・京都市制度融資取扱金融機関
対象となる認定制度等に関するお問い合わせ先	①~④ 京都府商工労働観光部中小企業総合支援課(075-414-4836)
	⑤~⑧ 京都府商工労働観光部労働政策室(075-414-5085)
	⑨ 京都ウィメンズベース (075-692-3495)
	⑩ 京都「おやじの会」連絡会事務局 (075-251-0456)
	① 京都府危機管理部消防保安課(075-414-4471)
	① 各審査登録機関にお問い合わせください。
	① 特定非営利活動法人KES環境機構(075-342-1170)
	(A)(15) 京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課 (075-414-4708)
	⑪ 一般社団法人京都知恵産業創造の森(075-353-2303)

(注)エコ京都21のうち「マイスター」「アドバンス」「スタンダード」の認定を受けたもの(「チャレンジ」登録を除く。) ※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。